

○中小企業障がい者雇用ステップアップ支援事業 Q&A

月 日	質 問	回 答
7月29日	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年6月1日現在の「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」（公共職業安定所の受付印のあるもの）の写しを提出することになっているが、令和2年については、公共職業安定所への報告期限が8月31日に延長されている。そのため、提案書類提出締切日（8月21日）までに、公共職業安定所の受付印のある報告書を提出することが困難であるが、どうすればよいか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 提案書類提出締切日（8月21日）までに「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」（公共職業安定所の受付印のあるもの）を用意できない場合は、とりあえず公共職業安定所の受付印のないものを提出していただきたい。 8月31日までに公共職業安定所に報告した後、速やかに「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」（公共職業安定所の受付印のあるもの）の写しを提出していただきたい。
7月29日	<ul style="list-style-type: none"> 委託先で雇用又は配置する人材（社会保険労務士等の有資格者）について社会保険労務士等となっているが、中小企業診断士やキャリアコンサルタントでもよいのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ステップ1からステップ3までの支援が可能であれば、中小企業診断士やキャリアコンサルタントでもよい。「(1) 事業の実施体制」の人材のスキルの中で提案していただきたい。
7月29日	<ul style="list-style-type: none"> 「事業目標」について、特定中小事業主からの雇用推進計画書の作成・提出件数として、「250社（令和2年度）」となっている。府内には法定雇用率未達成の100人未満の事業主は2,000社以上あるが、ステップアップ支援事業の対象となる事業主については、何社程度あると見積もっているのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ステップアップ支援事業の対象となる事業主は、約450社（令和2年度：250社、令和3年度：200社）と見込んでいる。 この450社については、次の計算式により算出している。 大阪に主たる事務所を有する法定雇用率未達成の100人未満の事業主数2,268社（令和元年6月1日現在） ×4割（府内にのみ事務所・事業所を有する事業主の割合） ×5割（ステップアップ支援事業の受託事業者に支援を求める事業主の割合）